

入札公告

次のとおり、一般競争入札を実施するので、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第9号）により公告する。

令和7年9月9日

広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所長 藤井直弥

1 工事名 下の浜地区内（永慶寺大橋）配水管整備工事

2 工事場所 広島県廿日市市 下の浜及び大野一丁目 地内

3 工事概要 配水管布設工 S U S Φ 8 0 A L = 4 0 . 2 m
H P P E Φ 7 5 L = 1 7 . 6 m

空気弁設置工 N = 1 基

4 工期 契約締結の日から令和8年3月31日まで

5 予定価格 26,416,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

6 最低制限価格 事後公表

7 入札区分

- (1) 本件工事の入札は、開札後に入札参加資格の有無を確認する事後審査型一般競争入札である。
- (2) 本件工事に係る入札は、広島県電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札対象案件である。
- (3) 原則、書面による入札を認めない電子入札システム利用限定の案件である。

8 入札参加条件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

なお、(2)から(4)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、(1)の業種についてのものとする。

| | |
|---|--|
| (1) 令和7・8年度廿日市市の建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種 | 水道施設工事 |
| (2) 認定された一般競争入札参加資格の格付の等級又は評定値の範囲 ※ (1)の業種がプレストレストコンクリート工事である場合は土木一式工事、法面処理工事である場合はとび・土工・コンクリート工事、鋼橋上部工事である場合は、鋼構造物工事についての許可とする。 ※ 評定値は、(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書による。 | 格付の等級 「B」、「C」又は「D」 |
| (3) 給水装置工事主任技術者 水道法に基づく給水装置工事主任技術者が在籍していること。 | 要 |
| (4) 建設業の許可を受けている営業所所在地 ※ 営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた廿日市市内の営業所とする。 ※ 主たる営業所とは、8(1)の業種として建設業許可申請書の「主たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8(1)の業種として廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。 ※ 委任を受けている営業所とは、8(1)の業種として建設業許可申 | 次のいずれか一つに該当していること。 1 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所（I型）を有していること。 2 開札日から遡って3年以上継続して、大野地域又は宮島地域で委任を受けている営業所（III型）を有していること。 3 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有しており、主たる営業所として10年以上、競争入札による建設工事請負契約（業種問わず）を廿日市市と締結し |

| | |
|--|--|
| <p>請書の「従たる営業所」欄に記載されている廿日市市内の営業所で、かつ、8(1)の業種として廿日市市内に入札及び契約履行等の委任を受けている営業所が廿日市市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>※ 主たる営業所（I型）、主たる営業所（III型）及び委任を受けている営業所（III型）とは、廿日市市入札参加者資格に係る市内営業所の認定に関する事務処理要領（令和4年告示第72号）第4条における区分により認定されたものをいう。</p> <p>※地域：平成17年合併前の旧市の区域内</p> | <p>た実績がある営業所を合併等により引き続き自社の営業所として有した者については、大野地域又は宮島地域で主たる営業所を有する者と同等に扱うものとする。</p> <p>4 開札日から遡って1年以上継続して、大野地域又は宮島地域で主たる営業所（III型）を有していること。</p> |
| (5) 元請施工実績（種類及び規模） | 問わないものとする。 |
| (6) 配置技術者 | <p>次のいずれにも該当する技術者を本件工事の現場に1名配置できること。</p> <p>ア (1)に掲げる業種に係る主任技術者又は監理技術者の資格を有する者</p> <p>イ (1)に掲げる業種の元請の経験（主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての経験に限る。）を有する者</p> |
| (7) その他 | <p>ア 本件工事に係る設計業務の受託者（<u>（株）睦設計</u>）以外の者であって、かつ、当該受託者と資本又は人事面において次に掲げる関係にある者でないこと。</p> |
| | <p>(ア) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている</p> |
| | <p>(イ) 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている</p> |
| | <p>イ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。</p> |
| | <p>ウ 公告日から資格確認の日までの間のいずれの日においても、広島県水道広域連合企業団又は廿日市市の指名除外措置を受けていないこと。</p> |
| | <p>エ 会社更生法に基づいて更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法に基づいて再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。</p> |
| | <p>オ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。</p> |
| | <p>カ 入札公告に記載した予定価格以下の金額で入札できること。</p> |
| | <p>キ 入札者名義のICカードを取得し、電子入札システムの利用者登録を完了していること。</p> |
| | <p>ク 次に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。</p> |
| | <p>(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務</p> |
| | <p>(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務</p> |
| | <p>(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務</p> |

9 設計図書等

次により設計図書等を閲覧すること。

| | |
|-----------------|---|
| <p>(1) 閲覧場所</p> | <p>ア 設計図書等 廿日市市公式ホームページ https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10403.html (廿日市市公式ホームページのトップページ) (下にスクロール) >情報をさがす>担当部署で探す>契約課>新着情報>入札公告（建設工事） イ 設計図書等のパスワード照会・回答書 「パスワード照会・回答書」に必要事項を記載の上、公告日から入札日の前日までの市役所開庁日の9時から16時までの間にメールで照会してください。 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/10403.html</p> |
|-----------------|---|

| | |
|----------|--|
| | (廿日市公式ホームページのトップページ) (下にスクロール) >情報をさがす>担当部署で探す>契約課> 新着情報>入札公告（建設工事） ウ 設計図書等の閲覧方法 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/7/112350.html (廿日市公式ホームページのトップページ) (下にスクロール) >情報をさがす>担当部署で探す>契約課> 入札発注情報>設計図書等の閲覧方法) |
| (2) 閲覧期間 | 公告日から令和7年9月29日まで |

10 設計図書に対する質問

| | |
|------------------------|--------------------------------------|
| (1) 設計図書に対する質問書の提出期間 | 公告日から令和7年9月16日 午後5時まで（閉庁日を除く。） |
| (2) 質問に対する回答書の閲覧期間 | 令和7年9月24日から令和7年10月1日 午後4時まで（閉庁日を除く。） |
| (3) 質問書の提出場所及び回答書の閲覧場所 | 広島県水道広域連合企業団廿日市事務所 工務維持課 |

11 入札書受付期間及び開札予定日時

| | |
|-------------|---|
| (1) 入札書受付期間 | 令和7年9月30日から令和7年10月1日までの午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午後4時まで） |
| (2) 開札日時 | 令和7年10月2日 午後2時05分 |
| (3) 開札場所 | 廿日市市役所 5階501会議室 |

12 一般競争入札参加資格確認申請書等

資格要件確認書提出依頼書又は電話連絡等により資格要件確認書類の提出を求められた者は、次により提出すること。

指定した期限までに資格要件確認書類の提出がない場合、当該入札者の入札は無効とする。

| | | | | | | | |
|---|--|--------------------------|---|--|----|---|---|
| (1) 提出期間 | 資格要件確認書提出依頼書又は電話連絡等を受けた日から、指定された提出期限の日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで | | | | | | |
| (2) 提出書類 | <table border="1"> <tr> <td>ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）</td> <td>要</td> </tr> <tr> <td>イ 施工実績調書（様式第2号）及びその確認資料 ※ 記載された施工実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。（<u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u>。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等、<u>入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものも併せて添付すること。）</u></td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>ウ 配置予定技術者調書（様式第3号）及びその確認資料 ※ 配置予定技術者の施工経験の確認資料として、竣工時カルテの写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。 (<u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u>。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付すること。) ※ 配置予定技術者の資格の確認資料として、次の書類を提出すること。 ・監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること）及び監理技術者講習修了証の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証の写しで監理技術者講習を修了したことが確認できる場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要とする。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。 ・主任技術者を配置する場合は、資格を確認できる書類の写しを添付すること。 ・建設業法第7条第2号ハ又は第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力</td> <td>要</td> </tr> </table> | ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） | 要 | イ 施工実績調書（様式第2号）及びその確認資料 ※ 記載された施工実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。（ <u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u> 。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等、 <u>入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものも併せて添付すること。）</u> | 不要 | ウ 配置予定技術者調書（様式第3号）及びその確認資料 ※ 配置予定技術者の施工経験の確認資料として、竣工時カルテの写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。 (<u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u> 。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付すること。) ※ 配置予定技術者の資格の確認資料として、次の書類を提出すること。 ・監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること）及び監理技術者講習修了証の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証の写しで監理技術者講習を修了したことが確認できる場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要とする。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。 ・主任技術者を配置する場合は、資格を確認できる書類の写しを添付すること。 ・建設業法第7条第2号ハ又は第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力 | 要 |
| ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） | 要 | | | | | | |
| イ 施工実績調書（様式第2号）及びその確認資料 ※ 記載された施工実績の確認資料として、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されているデータ（以下「竣工時カルテ」という。）の写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。（ <u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u> 。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等、 <u>入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものも併せて添付すること。）</u> | 不要 | | | | | | |
| ウ 配置予定技術者調書（様式第3号）及びその確認資料 ※ 配置予定技術者の施工経験の確認資料として、竣工時カルテの写しを添付すること。 竣工時カルテの写しを添付することができない場合には、実績証明書又は契約書等の写しを添付すること。 (<u>いずれの場合であっても、入札参加条件とした施工実績の具体的な内容が確認できるものでなければならない</u> 。これらの書類で確認できない場合は、設計図書及び仕様書等も併せて添付すること。) ※ 配置予定技術者の資格の確認資料として、次の書類を提出すること。 ・監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の写し（表・裏両面の写しとし、申請者と同一の会社名が記載されていることを確認すること）及び監理技術者講習修了証の写し（表面のみ）を添付すること。ただし、監理技術者資格者証の写しで監理技術者講習を修了したことが確認できる場合は、監理技術者講習修了証の写しの提出は不要とする。有効期限が過ぎているものは受理できないので、注意すること。 ・主任技術者を配置する場合は、資格を確認できる書類の写しを添付すること。 ・建設業法第7条第2号ハ又は第15条第2号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力 | 要 | | | | | | |

| | | |
|----------------------|---|---|
| | <p>を有すると認められた者については、当該認定について確認できる資料の写しを添付すること。</p> <p>※ 配置予定技術者は、契約日時点で配置できる技術者を記載するものとする。なお、配置予定技術者調書及びその確認資料を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。複数の技術者を記入する場合は、本様式を複数して添付すること。</p> <p>※ 配置予定技術者と受注者との雇用確認ができる資料</p> <p>次のいずれか1つを添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監理技術者資格者証（写） ・住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）（写） ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書（写） ・健康保険被保険者証（写）【令和7年12月2日以降は利用できません。】 ・雇用証明書（氏名、事業所名称、証明者、証明日（3か月以内のもの）、雇用形態（正規従業員であることがわかるもの）、雇用開始日に関する記載があり、証明者（代表取締役等）印が押印されたものであること。） <p>※いずれも雇用関係の確認に關係のない項目については復元できない程度にマスキングを施すこと。</p> <p>※専任配置を要する場合にあっては恒常的な雇用関係（3か月以上）が必要であり、上記のうち恒常的な雇用関係が確認できるものを添付すること。</p> <p>※ 落札後、工事の施工に当たって、配置予定技術者調書に記載した技術者を配置すること。当該技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限る。</p> <p>※ 入札の結果、請負金額が4,500万円（税込）（建築一式工事の場合は9,000万円（税込））以上となる場合、契約工期中は当該技術者を専任で配置すること。なお、当該技術者に手持ち工事がある場合は、契約日までに手持ち工事をはずすこと。ただし、設計図書（仕様書又は現場説明書）に特別な定めがある場合は、この限りでない。</p> | |
| エ 給水装置工事主任技術者免状の写し | 給水装置工事主任技術者は、広島県水道広域連合企業団に登録している技術者に限る。広島県水道広域連合企業団に登録していない技術者について提出する場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届」により届け出た後、免状の写しを提出すること。 | 要 |
| オ 資本関係・人的関係調書（様式第4号） | カ 最新の審査基準日が到来した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し。ただし、8の入札参加条件において、予定価格以上の年間完成工事高が参加条件となっている場合で、最新の審査基準日が到来した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で年間完成工事高が確認できない場合は、8の(1)の資格の審査を申請した際に添付した経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しも併せて提出すること。 | 要 |
| (3) 提出方法 | 持参により提出。ただしあからエの申請書及び調書（様式第1号～第4号）については電子入札システムによる提出もすること。 | 要 |
| (4) 提出場所 | 廿日市市役所 5階 契約課 | |

13 落札者の決定方法

本件工事は、最低制限価格制度の対象工事である。

開札後、落札候補者について8の資格要件の確認を行うものとし、当該書類によって資格要件を満たしていることが確認できないものは落札者としない。

14 入札保証金

免除

15 契約保証金

請負代金の 100 分の 10 以上

16 社会保険等未加入対策の実施について

(1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を原則禁止

本件工事の受注者が、社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を締結することを、原則禁止する。本件工事の受注者が社会保険等未加入建設業者と一次下請契約を締結したことが判明した場合は、受注者に対して工事成績評定点の減点、違約金の請求及び指名除外措置を行う。

(2) 建設業許可行政庁への通報

本件工事の受注者が提出する施工体制台帳で、二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合は、建設業許可行政庁（都道府県知事又は国土交通大臣）へ通報する。

(3) 内訳書への法定福利費の明示

社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、受注者が作成して発注者に提出する請負代金内訳書において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

17 その他

(1) 入札参加者は、広島県水道広域連合企業団契約規程（令和 5 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 9 号）等により廿日市市の入札契約制度に準拠しているため、廿日市市契約規則、廿日市市建設工事執行規則、廿日市市入札執行規程、建設工事請負契約約款、廿日市市電子入札実施要領、廿日市市建設工事競争入札取扱要綱、廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）に従うこと。

(2) 入札説明書及び申請書等の様式

その他の入札条件等については、入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）のとおり。

申請書等の様式は、広島県水道広域連合企業団公式ホームページからダウンロードできる。URL は次のとおり。

<https://www.union.hiroshima-water.lg.jp/file/section/hatsukaichi/gyomukankeiyoshiki.html>

（広島県水道広域連合企業団公式ホームページのトップページ>事業者の皆様>廿日市事務所>入札契約関係の様式>建設工事、測量・建設コンサルタント等業務関係様式集）

(3) 次の内容の場合、指名除外措置を行うことがある。

・「入札公告、8 入札参加条件」に該当しない場合

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、5 資格要件確認書類の提出、(5)」に該当する場合

・「廿日市市建設工事一般競争入札実施要領（事後審査型）第 8 条」に該当する場合

(4) 設計図書等を閲覧せず入札した場合、当該入札者の入札は無効とする。

また、次の内容の場合、無効とする。

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項、(3)」に該当する場合

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、2 入札方法等、(4)」に該当する場合

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、4 工事内訳書、(2)」に該当する場合

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、5 資格要件確認書類の提出、(5)」に該当する場合

・「入札説明書（一般競争入札（事後審査型）共通説明書）、7 落札者の決定方法、(1)」に該当する場合

(5) 一定の資本的関係又は人的関係のある会社が同一入札に参加していることが判明した場合、一定の資本的関係又は人的関係のある会社の入札全てを無効とする。（入札書提出後に入札を辞退することは認めない。）

(6) 契約書の製本

不要

(7) 請け負った工事などの一部下請発注及び資材等の調達については、できる範囲で廿日市市内の業者を利用すること。なお、地元業者以外を利用する場合は、契約後に理由書を提出すること。

18 契約担当課

(1) 入札・契約執行に関すること

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号

廿日市市総務部契約課 電話 : 0829-30-9108

(2) 設計書等に関すること

〒738-0033 廿日市市串戸五丁目 10 番 15 号

広島県水道広域連合企業団 廿日市事務所 工務維持課 電話 : 0829-32-5294